

事業報告書  
(自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人伯鳳会

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 兵庫県赤穂市惣門町 52 番地の 6

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 45 年 3 月 30 日

(4) 設立登記年月日 昭和 45 年 4 月 11 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。  
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)  
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 参照)

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	赤穂中央病院	兵庫県赤穂市惣門町52番地の6	一般病床 739 床
	赤穂はくほう会病院	兵庫県赤穂市加里屋字新町99番地	療養病床 155 床
	明石リハビリテーション病院	兵庫県明石市二見町西二見685番3	[医療保険 155 床]
	産科婦人科小国病院	兵庫県姫路市南条二丁目23番地	[介護保険 床]
	東京曳舟病院	東京都墨田区東向島二丁目27番1号	精神病床 床
	はくほう会セントラル病院	兵庫県尼崎市東園田町四丁目23番地の1	感染症病床 床
			結核病床 床
診療所	イオン診療所	兵庫県赤穂市中広字別所55番3	一般病床 床
	大阪陽子線クリニック	大阪府大阪市此花区春日出中一丁目27番9号	療養病床 床
			[医療保険 床]
			[介護保険 床]
介護老人 保健施設	伯鳳会プラザ	兵庫県赤穂市片浜町232	入所定員 395 名
	かみかわ	兵庫県神崎郡神河町栗賀町422番地	通所定員 143 名
	ベレーール向島	東京都墨田区東向島二丁目36番11号	
	はくほう	兵庫県尼崎市昭和通二丁目12番8号	

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
伯鳳会訪問看護ステーション	兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-27	
伯鳳会在宅ケアセンター	兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-27	
デイサービスセンターいきしま	兵庫県赤穂市坂越 2351 番地の 6	
居宅介護支援事業所いきしま	兵庫県赤穂市坂越 2351 番地の 6	
はくほう会デイサービスセンター	兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-28	
居宅介護支援事業所はくほう	兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-28	
はくほう会医療専門学校赤穂校(理学療法学科・作業療法学科)	兵庫県赤穂市元町 5-9	
生活習慣病管理センター	兵庫県赤穂市加里屋字新町 99 番地	
小規模多機能型居宅介護事業所塩屋の家	兵庫県赤穂市片浜町 232-2	
デイサービスセンター惣門の家	兵庫県赤穂市惣門町 24 番地	
認知症対応型老人共同生活援助事業所坂越の家	兵庫県赤穂市坂越 1737 番地	
ホームヘルパー養成研修事業(赤穂中央病院)	兵庫県赤穂市惣門町 52 番地の 6	
サービス付き高齢者向け住宅二見の家	兵庫県明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56	
居宅介護支援事業所二見の家	兵庫県明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56	
デイサービスセンター二見の家	兵庫県明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56	
ホームヘルプステーション二見の家	兵庫県明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56	
生活介護事業所はくほう	兵庫県赤穂市惣門町 52 番地の 6	
放課後等デイサービスセンターはくほう	兵庫県赤穂市加里屋字新町 98-14	
訪問看護ステーションしらひげ	東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号	
わかくさクラブ(認知症対応型通所介護)	東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号	
むこうじまケアプランセンター	東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号	
はくほう会医療専門学校明石校(看護学科)	兵庫県明石市魚住町錦が丘四丁目 12 番 11	
就労継続支援 A 型施設はくほう	兵庫県赤穂市片浜町 228 番地	
サービス付き高齢者向け住宅藤の家	兵庫県明石市二見町西二見字中池ノ下 653 番 3	
デイサービスセンター藤の家	兵庫県明石市二見町西二見字中池ノ下 653 番 3	
居宅介護支援事業所藤の家	兵庫県明石市二見町西二見字中池ノ下 653 番 3	

ライフサポートナース向島(看護小規模多機能型居宅介護)	東京都墨田区東向島二丁目36番11号	
在宅介護支援センターいきしま 【赤穂市から委託を受けて管理】	兵庫県赤穂市坂越2351番地の6	
在宅介護支援センターはくほう 【赤穂市から委託を受けて管理】	兵庫県赤穂市加里屋字岩290-28	
むこうじま地域包括支援センター 【墨田区から委託を受けて管理】	東京都墨田区東向島二丁目36番11号	
むこうじま高齢者みまもり相談室 【墨田区から委託を受けて管理】	東京都墨田区東向島二丁目36番11号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

	会議名	議決又は同意事項
令和元年6月8日	理事の選任、辞任の承認	
令和元年6月17日	平成30年度事業報告	
令和元年8月31日	事業譲渡の件、役員選任の件	
令和元年9月10日	銀行新規借入の件	
令和元年9月28日	事業譲渡の件	
令和元年10月15日	銀行新規借入の件	
令和元年10月26日	定款の変更	
令和2年2月25日	理事の選任、辞任の承認	
令和2年3月17日	事業譲渡の件、理事の選任の承認	
令和2年3月28日	令和2年度の事業計画及び収支予算の決定	

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

平成 年 月 日 （施設名・事業所名）

平成 年 月 日

平成 年 月 日

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成 年 月 日 （指定内容）

平成 年 月 日

平成 年 月 日

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式11-2

法人名 医療法人伯鳳会  
 所在地 兵庫県赤穂市惣門町52番地の6

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	34,890,517 千円
2. 負 債 額	20,977,751 千円
3. 純 資 産 額	13,912,766 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	11,092,641
B 固 定 資 産	23,797,876
C 資 産 合 計 (A+B)	34,890,517
D 負 債 合 計	20,977,751
E 純 資 産 (C-D)	13,912,766

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。  
 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人伯鳳会  
 所在地 兵庫県赤穂市惣門町52番地の6

※医療法人整理番号 

--	--	--	--

損 益 計 算 書  
 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		22,982,310
2 事業費用		22,047,212
(1)事業費		21,517,880
(2)本部費		529,332
本来業務事業利益		935,098
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		1,577,136
2 事業費用		1,377,527
附帯業務事業利益		199,609
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		1,134,707
II 事業外収益		
受取利息	298	
その他の事業外収益	229,705	230,003
III 事業外費用		
支払利息	113,077	
その他の事業外費用	14,231	127,308
経常利益		1,237,402
IV 特別利益		
固定資産売却益	125,749	
その他の特別利益	23,114	148,863
V 特別損失		
固定資産除却損	3,743	
その他の特別損失	96,067	99,810
税引前当期純利益		1,286,455
法人税・住民税及び事業税		362,265
法人税等調整額		△ 56,026
当期純利益		980,216

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。  
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人伯鳳会  
所在地 兵庫県赤穂市惣門町52番地の6

※医療法人整理番号

貸借対照表  
(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	11,092,641	I 流動負債	5,463,205
現金及び預金	7,149,449	買掛金	859,583
事業未収金	3,646,418	短期借入金	2,301,445
貸倒引当金	△ 21,800	未払金	1,425,135
未収金	41,124	未払法人税等	280,000
たな卸資産	177,798	未払消費税等	23,350
前払費用	951	前受金	46,621
未収収益	76,233	預り金	363,339
その他の流動資産	22,468	前受収益	162,650
II 固定資産	23,797,876	その他の流動負債	1,082
1 有形固定資産	20,809,061	II 固定負債	15,514,546
建物	11,908,490	長期借入金	12,780,967
構築物	280,904	長期未払金	1,017,091
医療用器械備品	2,423,310	退職給付引当金	1,716,488
その他の器械備品	426,063		
車両及び船舶	15,467		
土地	5,678,810		
建設仮勘定	74,935		
その他の有形固定資産	1,082		
2 無形固定資産	272,846	負債合計	20,977,751
借地権	29,320		
ソフトウェア	233,769	純資産の部	
その他の無形固定資産	9,757	科目	金額
3 その他の資産	2,715,969	I 出資金	47,550
長期貸付金	7,351	II 積立金	13,865,216
長期前払費用	252,708	別途積立金	251,400
繰延税金資産	742,650	繰越利益積立金	13,613,816
その他の固定資産	1,713,260	純資産合計	13,912,766
資産合計	34,890,517	負債・純資産合計	34,890,517

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 伯鳳会  
理事長 古城 資久 様

私は、医療法人伯鳳会の令和元年会計年度（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、業務監査のため、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査した。会計監査のため事業報告書並びに会計帳簿等の閲覧を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書について検討を加え、実査、立会、照合、報告聴取その他相当な方法を用いて調査した。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、一部立会・実査を省略いたしました。

## 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令および定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為または法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 2年 6月 24日